## 我が国の「知の総和」向上の未来像 ~高等教育システムの再構築~(答申)要旨① 中央教育審議会(令和7年2月21日)

#### 1. 今後の高等教育の目指すべき姿

社会の変化 世界:環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等

国内:急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計

62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ 46.0万人 約27%減 (2021)

(出生低位・死亡低位)

(2035)

#### 目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の 実現を核とした、**持続可能な活力ある社会** 

#### 育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人 が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と**協働**しなが ら、課題を**発見し解決**に導く、学び続ける人材

## 我が国の「知の総和」の向上



- ▶ 目指す未来像の実現のためには、「知の総和」(数×能力)を向上することが必須
- ▶ 「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会 を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

「質」の向上

:教育研究の質の向上を図ることであり、 学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模 | **の適正化**:社会的に適切かつ必要な高等教育機会の

量的な確保

「アクセス」確保:地理的・社会経済的な観点からの高等教

育の機会均等の実現

3つの目的(価値)は、常 に調和するわけではなく、 トレードオフの関係になる こともあり得るため、価値 の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育 全体の「規模」の適正化を図りつつ、 それによって失われるおそれのある 「アクセス」確保策を講じるとともに、 「規模」の縮小をカバーし、知の総和 を向上するために教育研究の「質」を 高める



## 1教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な 資質・能力の育成(文理横断・ 融合教育等)
- イ **成長分野**を創出・けん引する 人材等の育成
- ウ. デジタル化の推進(AI活用等)
- エ. 国際競争の中での研究力強化

## **洋洋** ②学生への支援の観点

- ア. 学生の多様性・流動性の 向上(留学生、社会人、障 害のある学生等)
- イ 学生への経済的支援充実 (社会全体で支える学生の 学び)

# ③機関の運営の観点 ④ ④ 社会の中における機関の観点

- ア. 高等教育機関の多様性確保
- イ 高等教育機関の運営基盤の 確立(ガバナンス改革等)
- ウ 国際化の推進 (留学モビリティ拡大等)



- ア. 社会との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした**地方創生**
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ 情報公表による信頼獲得

## 我が国の「知の総和」向上の未来像 ~ 高等教育システムの再構築 ~ (答申)要旨② 中央教育審議会(令和7年2月21日)

#### 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

#### (1)教育研究の「質」の更なる高度化

- 1 学修者本位の教育の更なる推進
- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
- ○学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
  - ▶教学マネジメント指針の見直し
    ▶同時履修科目の絞り込み促進
  - ▶レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
- ○「出口における質保証」の促進
  - ▶厳格な成績評価や卒業認定の実施 ▶成績優秀者への称号授与 等
- ○高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
- ○遠隔・オンライン教育の推進
- イ、新たな質保証・向上システムの構築
- ○大学設置基準及び設置認可審査の見直し
  - ▶基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
- ○認証評価制度の見直し

- 2 多様な学生の受入れ促進(外国人留学生や社会人等)
- ア、多様な学生の受入れ推進
- ○多面的・総合的な入学者選抜の推進
- ○転編入学等の柔軟化
- **▶転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し**等
- ○障害のある学生への支援等
- イ. 留学モビリティ拡大
- ○外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備>経済的支援の充実 >多文化共修環境整備 > 留学生の定員管理方策の制度改善等
- ○適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等
- ウ. 社会人の学びの場の拡大
- ○教育環境の整備
  - ▶産業界と連携した教育プログラム開発
- ○産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ、通信教育課程の質の向上
- ○時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
  - ▶通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善や学生支援に向けた検討等

- 3 大学院教育の改革………
- ア. 質の高い大学院教育の推進
- ○体系的な大学院教育課程の編成の推進
  - ▶修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
- ○学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
- ▶学士・修士5年一貫教育の大幅拡充(特に人文・社会科学系)等
- イ、幅広いキャリアパスの開拓推進
- ○多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、 多様な進学者の受入れ促進
  - ➤学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年 での学位取得推進 等

- 4 研究力の強化
  - ○研究の質向上に向けた研究環境の構築
    - →研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
    - ▶大学共同利用機関等の機能強化 等
  - ○研究環境の低下要因を取り除くための業務 負担軽減の推進
    - →研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用 促進
  - ▶形式的な会議の見直し 等

- 5 情報公表の推進<sup>…</sup>
  - ○情報公表の内容・方法の改善➢高等教育機関の情報を横断的に比較できる新たなデータプラットフォーム (Univ-map(ユニマップ)(仮称))の構築
  - ○全国学生調査の活用



## 我が国の「知の総和」向上の未来像 ~高等教育システムの再構築~(答申)要旨③ 中央教育審議会(令和7年2月21日)

#### 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

### (2)高等教育全体の「規模」の適正化

- 高等教育機関の機能強化……………
- 2 高等教育全体の規模の適正化の推進
- ○意欲的な教育・経営改革を行うための支援
  - ➤一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院への シフトを行う大学等への支援
  - ➤デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
  - ▶職員の高度化の促進 等
- ○高等教育機関間の連携の推進
  - ▶大学等連携をより緊密に行うための仕組みの 導入や支援策の検討 等

- ○厳格な設置認可審査への転換
  - ▶審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
  - →設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- ○再編・統合の推進
  - ➤定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した 場合のペナルティ措置緩和
  - ▶再編・統合を行う大学等への支援 等

- ○縮小への支援
  - ▶一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
  - ▶早期の経営判断を促す指導の強化 等
- ○撤退への支援
  - ▶在学生の卒業までの学修環境確保
  - ▶卒業生の学籍情報の管理方策の構築
- ▶残余財産帰属の要件緩和 等

### (3) 高等教育への「アクセス」確保

- 1 地理的観点からのアクセス確保
- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- ○地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
  - ▶地域構想推進プラットフォーム(仮称) (地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体)の構築
  - ▶地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備 (連携窓口の明確化等) 促進
  - ▶国における司令塔機能の強化 等
- ○協議体での検討を促す仕組みの整備
  - ▶国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用 環境の変化等の量的・質的な情報提供
  - >コーディネーターの育成・配置 等
- ○地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等 教育機関への支援
  - ➤協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
  - ▶ 地域研究教育連携推進機構(仮称) (大学等連携をより緊密に行うための仕組み)の導入

- イ. 都市から地方への動きの促進等 を通じた**地方創生**の推進
- ○地方創生を進めるための高等教育機関への支援
  - ▶国内留学 ▶学生寮整備
  - ▶サテライトキャンパス
  - ▶キャンパス移転

等の取組推進等

○遠隔・オンライン教育の推進 >大学間連携による授業の共有化等



## 2 社会経済的観点からのアクセス確保

- ○個人への経済的支援の充実
  - ▶高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
  - ▶企業等による代理返還の普及促進 等
- ○高等教育機関入学前における取組促進
  - ▶プッシュ型情報発信
  - ➤アンコンシャス・バイアス (無意識の 思い込み)解消促進
  - ▶キャリア教育促進 等

## 我が国の「知の総和」向上の未来像 ~高等教育システムの再構築~(答申)要旨④ 中央教育審議会(令和7年2月21日)

#### 3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

(1)機関別の役割:機関ごとの違い・特色を生かしつつ、 自らの役割を再定義して改善

①大学 (学士課程)	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・ 専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人 の育成促進
③大学院・ 専門職大学院	<ul><li>※2(1)「③大学院教育の改革」</li><li>を参照</li></ul>
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた 短大自身の変革、専攻科修了者の進 学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・ 留学生の受入れ拡大

(2)設置者別の役割:役割や機能を踏まえつつ、**自らのミッション**を改めて見つめ直し、 時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確 保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ①国立大学 ▶国立大学の学部定員規模の適正化(修士・博士への資源の重点化を図りつつ、 国際化や地域のアクセス確保にも配慮)や連携、再編・統合の推進に向けた検討 ▶地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化 地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ②公立大学 ▶地域の実態を踏まえた教育研究の実施や<mark>定員規模の適正化(見直しも含</mark> **めた地域との継続的な対話**、私立大学の安易な公立化の回避) 建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ③私立大学 ▶ 意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ▶規模適正化の推進(設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援)

(3)機能や特性等に着目した政策の重視:それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を 設置者の枠を超えて支援

#### 4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

①高等教育の :高等教育は国力の源泉であり、**高等教育** 

価値 への投資は未来への先行投資

②高等教育への:学生の満足度を高め、成長が得られるよう 信頼

教育研究活動を高度化し、教育研究の成果

や効果を社会に対して**情報公表** 

③必要コストの :教育コストを明確にした上で、社会に広く その必要性を訴えかけていくことが必要 筻出

:公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保 ④高等教育 投資の在り方 護者負担のどれか一つだけに依存するので はなく、それぞれについて、高等教育の**持** 

中長期的 取組 (5~10年 続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築 程度)

短期的取組

(2~3年

以内まで)

- ○公財政支援の充実
  - ▶基盤的経費助成の十分な確保 ▶競争的資源配分の不断の見直しと充実
- ○社会からの支援強化
  - ▶代理返還制度の活用推進 ▶寄附獲得の促進
- ○個人・保護者負担の見直し
  - ▶個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案 し検討

#### ○教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し

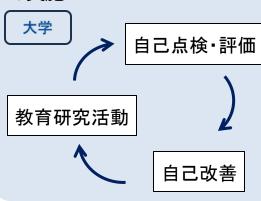
- ▶授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討
- ○高等教育への大胆な投資を進めるための**新たな財源の確保**
- ▶税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記1~4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した政策パッケージを策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

# <参考1>新たな評価制度への移行・データベース構築(イメージ)

# 各大学の学内での取組 (内部質保証)

質の改善に向けた組織的な活動 の実施



現在の内部質保証システムの充実 を図りつつ、新たな第三者評価への 連動・活用を通じて<u>内部質保証制</u> 度の更なる実質化を図る

## 第三者評価

## 現在の認証評価

対象:大学の教育研究等の総合

的な状況(機関別評価)

結果:大学評価基準への適合状

況を評価(適合・不適合)

## 新たな評価制度

対象:学部·研究科等

結果:教育の質を数段階で示す

·定性的評価

・教育情報データベースを活

用した定量的評価

## 社会へのアカウンタビリティ

- ・大学自らの情報公表
- ・大学ポートレート (※) による各 大学ごとの教育情報の公表
- ※各大学間の比較不可
- ・認証評価機関における認証評価結果の公表

#### ・大学自らの情報公表の充実

- ・国民が分かりやすい評価結果の公表
- ・新たな評価におけるデータベースと 連携した<u>新たなデータプラットフォー</u> ム(※)の構築

#### ※各大学間の比較可能

- ⇒学修者や進学希望者が各大学 の教育力を把握できるような情報 を公表
- ・全国学生調査の結果のフィー ドバック

# <参考2>高等教育機関全体の規模の適正化(イメージ)

## 1. 厳格な設置認可審査への転換

- 教員の配置基準等の改善
- 財産保有や経営状況等の要件の厳格化
- リスクシナリオ等に関する審査の在り方、審査プロセス等の抜本的見直し等

## 3. 意欲的な教育・経営改革への支援

- 大学院シフト、留学生、社会人増加大学等への支援
- 改革やチャレンジに取り組む大学への支援強化
- 複数大学等の連携による経営改革の支援強化

設置認可 設置計画 履行期間

完成年度後

新たな評価制度における教育の質の評価と情報公表

○ 設置計画の不履行(設置後、一度も定員 充足率が一定の割合に満たない場合など) に対する私学助成の減額・不交付措置 等

2. 設置計画不履行に対する措置

## 4. 縮小支援、撤退支援

- 一時的な定員減の仕組みの構築
- 経営指導の基準となる指標の見直し
- 規模縮小や撤退に係る指導の強化、経営改善計画の 策定義務付け 等

## <参考3>地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み(イメージ)

## 地域における協議体の実質化

#### 従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、 連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

※国による「ガイドライン |策定

発展

### 今後

#### 地域構想推進プラットフォーム(仮称)

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・ 推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者 が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確 保等の取組を支援



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

## 地域における大学等間の連携枠組みの強化

#### 従来

連携開設科目を中心とした大学等連携推進法人(※)の取組

※文部科学大臣が認定

#### 今後

#### 地域研究教育連携推進機構(仮称)

発展

- 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム(仮称)等 での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の 連携(※)に取り組むことを推奨
  - ※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、 事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



玉

※支援対象となる地域研究教育連携推進機構(仮称)の位置付けを検討

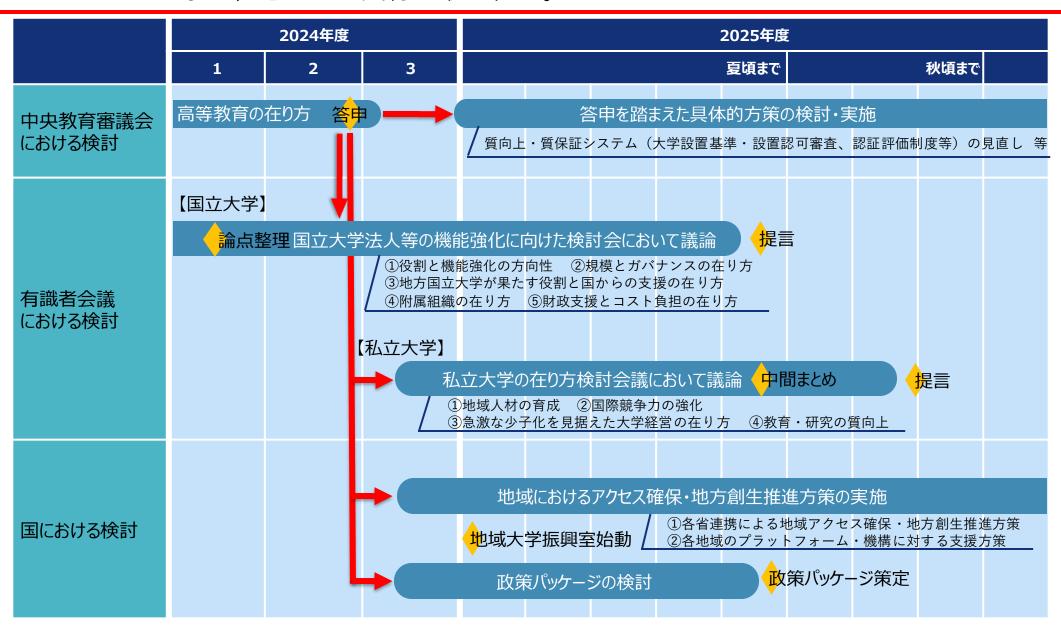
地方公共団体

#### 文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化(「**地域大学振興室** Iの新設)
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進
- ※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。
- ※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

# 今後のスケジュール

今後、中央教育審議会、各有識者会議(国立大学法人等の機能強化に向けた検討会、私立大学の在り方検討会議等)等において具体化を進め、夏頃をめどに10年程度の工程を、政策パッケージとして示し、速やかに実行に取り組む。



# 「知の総和」答申の内容が分かる動画コンテンツ

〇ポイント解説(第12期大学分科会長)



○全体概要説明(第12期大学分科会副分科会長)



〇特別部会委員による意見・事例発表







○特別部会委員による座談会



